

令和 4 年

第 1 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 4 年 3 月 9 日

閉会 令和 4 年 3 月 日

八 雲 町

令和4年第1回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	令和4年度八雲町一般会計予算	
議 案	2	令和4年度八雲町国民健康保険事業特別会計予算	
議 案	3	令和4年度八雲町後期高齢者医療特別会計予算	
議 案	4	令和4年度八雲町介護保険事業特別会計予算	
議 案	5	令和4年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計予算	
議 案	6	令和4年度八雲町下水道事業特別会計予算	
議 案	7	令和4年度八雲町農業集落排水事業特別会計予算	
議 案	8	令和4年度八雲町病院事業会計予算	
議 案	9	令和4年度八雲町水道事業会計予算	
議 案	10	八雲町自治基本条例の一部を改正する条例	
議 案	11	行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	
議 案	12	八雲町個人情報保護条例の一部を改正する条例	
議 案	13	八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	14	八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例	
議 案	15	八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議 案	16	八雲町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	
議 案	17	指定管理者の指定について	

[illegible]

議案第 10 号

八雲町自治基本条例の一部を改正する条例

八雲町自治基本条例（平成 22 年八雲町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(町民参加の基本) 第13条 略 2～4 略 5 <u>満20歳未満</u> の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。	(町民参加の基本) 第13条 略 2～4 略 5 <u>満18歳未満</u> の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 11 号

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(八雲町公告式条例の一部改正)

第1条 八雲町公告式条例（平成17年八雲町条例第3号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(規程の公表) 第4条 規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入して町長印を押さなければならない。 2 略 (その他の規則及び規程の公表) 第5条 略 2 前条の規定は、町の機関の定める規程で公表を要するもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則によることとされるものを除く。）に準用する。ただし、同条第1項中「町長名」とあるのは「当該機関名」、「町長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。	(規程の公表) 第4条 規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならない。 2 略 (その他の規則及び規程の公表) 第5条 略 2 前条の規定は、町の機関の定める規程で公表を要するもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則によることとされるものを除く。）に準用する。ただし、同条第1項中「町長名」とあるのは「当該機関名」と読み替えるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町山野等火入れに関する条例)

第2条 八雲町山野等火入れに関する条例（平成17年八雲町条例第106号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

火 入 許 可 申 請 書		
年 月 日		
八雲町長 様		
申請者 住 所		
氏 名		
農事組合長		
次のように火入れを行いたいので許可されたく八雲町山野等火入れに関する条例第2条の規定により申請します。		
火 入 地	所 在 地	八雲町 番地
	所 有 者 (管理者)	
	地 種 区 分	保安林 ()、普通林、原野、その他 ()
	所 有 区 分	国有地 ()、公有地 ()、私有地 ()
	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 れ 期 間		年 月 日～ 年 月 日 (日間)
火 入 れ 目 的		1 地ごしらえ 2 開こん準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火入従事者	男 人、女 人、計 人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考		(添付書類 通)

- (注) 1 保安林の () の中には保安林種を記入
2 その他の () には土地現況を記入
3 所有区分の () には、所有形態の細分 (部分林・社寺有林等) を記入

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

八雲町個人情報保護条例の一部を改正する条例

八雲町個人情報保護条例（平成17年八雲町条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> イ 略 (2)～(6) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> イ 略 (2)～(6) 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 13 号

八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年八雲町条例第36号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(看護師手当) 第16条 看護師手当は、八雲町熊石国民健康保険病院に勤務する看護師及び准看護師に支給する。 2 前項の手当は、<u>月額 30,000円</u>とする。	(看護師手当) 第16条 看護師手当は、<u>八雲総合病院又は八雲町熊石国民健康保険病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師（以下これらを「看護師等」という。）に支給する。</u> 2 前項の手当は、<u>次の各号に掲げる区分に</u> <u>該当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 八雲総合病院に勤務する看護師等</u> <u>月額4,000円</u> <u>(2) 八雲町熊石国民健康保険病院に勤</u> <u>務する看護師等 月額30,000円</u>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和4年2月1日から適用する。

令和4年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 14 号

八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例

八雲町地域会館等条例（平成 18 年八雲町条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

現行		改正後	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
栄浜会館	略	栄浜会館	略
熊石折戸振興会館	八雲町熊石折戸町 41 番地 1	熊石相沼和みの家	八雲町熊石相沼町 380 番地 1
熊石相沼母と子の家	八雲町熊石相沼町 336 番地	熊石泊川児童館	略
熊石泊川児童館	略	略	略
略	略		
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。			

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八雲町国民健康保険税条例（平成20年八雲町条例第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第3条 略	（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額） 第3条 略
（国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第4条 略	（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の資産割額） 第4条 略
（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第5条 略	（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額） 第5条 略
（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月まで	（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月まで

の間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第23条において同じ。）以外の世帯 31,000円

（2）及び（3） 略

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.5を乗じて算定する。

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 略

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健

の間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第23条第1項において同じ。）以外の世帯 31,000円

（2）及び（3） 略

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.5を乗じて算定する。

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 略

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健

康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該

康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上

公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ及びエ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎控除額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎控除額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ及びエ 略

- (2) 法第703条の5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ及びエ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎控除額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎控除額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ及びエ 略

- (3) 法第703条の5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎控除額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎控除額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,900円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,000円

（2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,650円

イ 前項第2号ウに規定する金額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

附 則

を減額した世帯 2,750円

ウ 前項第3号ウに規定する金額

を減額した世帯 4,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以

外の世帯 5,500円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金

則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」と

額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び

あるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及

山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるの

び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

は「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項

林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非

中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等

課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314

の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額か

条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同

ら法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同

条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 16 号

八雲町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

八雲町特定公共賃貸住宅条例（平成17年八雲町条例第122号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（家賃の減額） 第13条 町長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、<u>当該特定公共賃貸住宅の管理開始後20年間を限度として、</u>家賃の減額を行うことができる。 2 略	（家賃の減額） 第13条 町長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、家賃の減額を行うことができる。 2 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 17 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

熊石相沼和みの家

2 指定管理者として指定する者

八雲町熊石相沼町 194 番地

相沼泊川防犯街路灯ほか管理組合

組合長 田 畑 秀 哉

3 指定する期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 18 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

八雲町大新地区水道施設

2 指定管理者として指定する者

八雲町大新 21 番地

八雲中央地区営農用水利用組合

組合長 太 田 真樹夫

3 指定する期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 19 号

令和 3 年度八雲町一般会計補正予算（第 11 号）

令和 3 年度八雲町の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 500,703 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,106,689 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		5,223,290	524,683	5,747,973
	1 地方交付税	5,223,290	524,683	5,747,973
13 分担金及び負担金		43,589	2,000	45,589
	1 分担金	25,800	2,000	27,800
15 国庫支出金		1,886,610	5,531	1,892,141
	2 国庫補助金	1,104,651	5,531	1,110,182
17 財産収入		39,697	50,034	89,731
	2 財産売払収入	384	50,034	50,418
22 町債		1,084,600	△81,545	1,003,055
	1 町債	1,084,600	△81,545	1,003,055
歳入合計		18,605,986	500,703	19,106,689

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,257,135	千円 457,415	千円 5,714,550
	1 総務管理費	5,142,702	453,867	5,596,569
	3 戸籍住民基本台帳費	44,404	3,548	47,952
3 民生費		3,028,588	2,138	3,030,726
	2 児童福祉費	1,152,210	2,138	1,154,348
6 農林水産業費		952,039	41,150	993,189
	1 農業費	435,241	41,150	476,391
8 土木費		1,312,691	0	1,312,691
	2 道路橋りょう費	652,000	0	652,000
10 教育費		693,543	0	693,543
	5 保健体育費	284,418	0	284,418
歳 出 合 計		18,605,986	500,703	19,106,689

第2表

繰越明許費補正

(追加) (単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム改修事業	3,548
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	2,002
6 農林水産業費	1 農業費	草地畜産基盤整備事業	7,050
		研修牧場施設整備事業	96,740
		中山間地域総合整備事業	39,540

第3表

地 方 債 補 正

(追 加)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
熊石学校給食センター解体事業	12,400	証書借入又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率の見直し方式で借りる政府資金、日本政策金融公庫資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の条件による。 ただし、財政等の都合により据置期間又は償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中山間地域総合整備事業	48,500	—	—	—	87,600	—	—	—
道路橋長寿命化事業	30,200	—	—	—	32,500	—	—	—
臨時財政対策債	431,000	—	—	—	295,655	—	—	—
合 計	1,084,600				1,003,055			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,223,290	524,683	5,747,973
13 分担金及び負担金	43,589	2,000	45,589
15 国庫支出金	1,886,610	5,531	1,892,141
17 財産収入	39,697	50,034	89,731
22 町債	1,084,600	△81,545	1,003,055
歳入合計	18,605,986	500,703	19,106,689

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	5,257,135	457,415	5,714,550
3 民生費	3,028,588	2,138	3,030,726
6 農林水産業費	952,039	41,150	993,189
8 土木費	1,312,691	0	1,312,691
10 教育費	693,543	0	693,543
歳出合計	18,605,986	500,703	19,106,689

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
国 道 支 出 金			
千円	千円	千円	千円
3,393	0	50,088	403,934
2,138	0	0	0
0	39,100	2,000	50
0	2,300	0	△2,300
0	12,400	0	△12,400
5,531	53,800	52,088	389,284

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5, 223, 290	524, 683	5, 747, 973
計	5, 223, 290	524, 683	5, 747, 973

1 3 款 分担金及び負担金

1 項 分担金

	千円	千円	千円
1 農林水産業費分担金	25, 800	2, 000	27, 800
計	25, 800	2, 000	27, 800

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	20, 248	3, 393	23, 641
2 民生費国庫補助金	610, 704	2, 138	612, 842
計	1, 104, 651	5, 531	1, 110, 182

1 7 款 財産収入

2 項 財産売払収入

	千円	千円	千円
1 不動産売払収入	112	9, 394	9, 506
2 物品売払収入	272	40, 640	40, 912
計	384	50, 034	50, 418

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 524,683	普通交付税 特別交付税	千円 501,496 23,187

1 農業費分担金	千円 2,000	道営草地畜産基盤整備事業分担金	千円 2,000

2 戸籍住民基本台帳 費補助金	千円 3,393	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	千円 3,393
2 児童福祉費補助金	2,138	保育士等処遇改善臨時特例交付金	2,138

1 土地売払収入	千円 9,375	土地売払収入	千円 9,375
2 建物売払収入	19	建物売払収入	19
2 立木売払収入	38,832	立木売払収入	38,832
3 車輛売払収入	1,808	車輛売払収入	1,808

2 2 款 町債

1 項 町債

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 農林水産業債	298,800	39,100	337,900
3 土木債	67,000	2,300	69,300
5 教育債	10,800	12,400	23,200
6 臨時財政対策債	431,000	△135,345	295,655
計	1,084,600	△81,545	1,003,055

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業事業債	千円 39,100	中山間地域総合整備事業債	千円 39,100
1 道路橋りょう整備 事業債	2,300	道路橋長寿命化事業債	2,300
2 保健体育施設整備 事業債	12,400	熊石学校給食センター解体事業債	12,400
1 臨時財政対策債	△135,345	臨時財政対策債	△135,345

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 企画調査費	千円 142,448	千円 3,779	千円 146,227	千円	千円	千円	千円 3,779
5 財産管理費	20,863	450,088	470,951			50,088	400,000
計	5,142,702	453,867	5,596,569	0	0	50,088	403,779

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	千円 44,404	千円 3,548	千円 47,952	千円 3,393	千円	千円	千円 155
計	44,404	3,548	47,952	3,393	0	0	155

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 児童措置費	千円 1,027,581	千円 2,138	千円 1,029,719	千円 2,138	千円	千円	千円
計	1,152,210	2,138	1,154,348	2,138	0	0	0

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

4 畜産業費	千円 259,972	千円 2,000	千円 261,972	千円	千円	千円 2,000	千円
5 農地費	83,560	39,150	122,710		39,100		50
計	435,241	41,150	476,391	0	39,100	2,000	50

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	千円 3,779	江差八雲間バス路線通年運行維持事業補助金 地域間幹線系統バス路線維持事業補助金	千円 1,166 2,613
24 積立金	450,088	減債基金積立金 公共施設整備基金積立金	400,000 50,088

12 委託料	千円 3,548	社会保障・税番号制度システム改修業務委託料	千円 3,548

18 負担金補助及び交付金	千円 2,138	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	千円 2,138

18 負担金補助及び交付金	千円 2,000	草地畜産基盤整備事業負担金	千円 2,000
18 負担金補助及び交付金	39,150	中山間地域総合整備事業負担金	39,150

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
5 橋りょう維持費	千円 134,825	千円 0	千円 134,825	千円	千円 2,300	千円	千円 △2,300
計	652,000	0	652,000	0	2,300	0	△2,300

10 款 教育費

5 項 保健体育費

6 学校給食センター費	千円 183,454	千円 0	千円 183,454	千円	千円 12,400	千円	千円 △12,400
計	284,418	0	284,418	0	12,400	0	△12,400

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		財源内訳の変更 (一般財源から地方債へ2,300千円変更)

	千円	千円
		財源内訳の変更 (一般財源から地方債へ12,400千円変更)

地 方 債 補 正 に 関 す る 調 書

区 分	3 年 度 中 増 減 見 込 額			3 年度末
	3 年 度 中 起 債 見 込 額			
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	現在高見込額
1 普 通 債	9,900	39,100	49,000	3,672,843
(4) 農 林 水 産	0	39,100	39,100	1,932,923
2 災 害 復 旧 債	0	0	0	23,177
3 そ の 他	1,074,700	△ 120,645	954,055	10,228,344
(2) 過 疎 対 策	445,600	14,700	460,300	4,463,093
(4) 臨 時 財 政 対 策 債	431,000	△ 135,345	295,655	4,622,876
合 計	1,084,600	△ 81,545	1,003,055	13,924,364

議案第 20 号

令和 3 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 5 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

4 主な建設改良計画

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）国保病院改築事業	69,967 千円	△69,967 千円	0 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、国保病院の資本的収入額が資本的支出額に不足する「9,871千円」を「9,804千円」に、過年度分損益勘定留保資金「9,838千円」を「9,771千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資本的収入	902,777 千円	△ 69,900 千円	832,877 千円
第 2 項 国保病院企業債	86,400 千円	△ 69,900 千円	16,500 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	1,219,614 千円	△ 69,967 千円	1,149,647 千円
第 2 項 国保病院建設改良費	98,847 千円	△ 69,967 千円	28,880 千円

（企業債）

第 4 条 予算第 5 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

	起債の目的	補 正 前				補 正 後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国保病院	国保病院改築事業	千円 69,900	—	—	—	千円 0	—	—	—

令和 4 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和3年度 八雲町病院事業（国保病院）会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

（収 入）

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 資 本 的 収 入			117,906	△ 69,900	48,006			
	2. 国保病院 企業債		86,400	△ 69,900	16,500			
		1. 企業債	86,400	△ 69,900	16,500	企業債	△ 69,900	
収 入 合 計			117,906	△ 69,900	48,006			

（支 出）

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 資 本 的 支 出			127,777	△ 69,967	57,810			
	2. 国保病院 建設改良費		98,847	△ 69,967	28,880			
		1. 施 設 整備費	61,567	△ 61,567	0	委 託 料	△ 61,567	実施設計業務委託料
		2. 固定資産 購入費	37,280	△ 8,400	28,880	用地取得費	△ 8,400	用地取得費
支 出 合 計			127,777	△ 69,967	57,810			

令和3年度八雲町病院事業(国保病院) 会計

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	10,061
減価償却費	39,138
固定資産除却額	374
長期前払消費税額償却	636
医療従事者奨学金返還債務の免除	0
貸倒引当金の増減額	△ 34
賞与引当金の増減額	1,050
法定福利費引当金の増減額	160
退職給与引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 10,459
受取利息及び受取配当金	△ 2
支払利息	2,809
未収金の増減額(△は増加)	△ 14,347
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 28
未払金の増減額(△は減少)	17,634
その他流動負債の増減額(△は減少)	593
小 計	47,585
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 2,809
業務活動によるキャッシュ・フロー	44,778
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 25,154
無形固定資産の取得による支出	0
奨学資金等の貸付による支出	△ 4,080
奨学資金等の返還による収入	0
補助金等収入	12,220
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,014
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	15,300
長期借入金の返済による支出	△ 23,769
一般会計からの出資による収入	19,235
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,766
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	38,530
5 現金及び現金同等物の期首残高	179,153
6 現金及び現金同等物の期末残高	217,683

令和3年度 八雲町病院事業(国保病院) 会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 20,715

ロ 建 物 992,020

同上減価償却累計額 △710,538 281,482

ハ 構 築 物 38,629

同上減価償却累計額 △35,804 2,825

ニ 器 械 器 具 備 品 346,078

同上減価償却累計額 △278,433 67,645

ホ 車 両 3,873

同上減価償却累計額 △2,894 979

ヘ 建 設 仮 勘 定 29,650

有形固定資産合計 403,296

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 205

無形固定資産合計 205

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 長 期 貸 付 金 4,080

ロ 長 期 貸 付 金 貸 倒 引 当 金

ハ 長 期 前 払 消 費 税 4,927

投 資 合 計 9,007

固 定 資 産 合 計 412,508

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 217,683

(2) 未 収 金 125,645

(3) 未 収 金 貸 倒 引 当 金 0

(4) 貯 蔵 品 15,318

(5) そ の 他 流 動 資 産

流 動 資 産 合 計 358,646

資 産 合 計 771,154

(単位：千円)

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 211,010

ロ その他企業債

企業債合計

211,010

(2) 引 当 金

イ 退職給与引当金

31,991

引当金合計

31,991

(3) その他固定負債

固定負債合計

243,001

4 流 動 負 債

(1) 一 時 借 入 金

(2) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 23,210

ロ その他企業債

企業債合計

23,210

(3) 未 払 金

69,799

(4) 引 当 金

イ 退職給与引当金

ロ 賞与引当金

25,029

ハ 法定福利費引当金

5,326

引当金合計

30,355

(5) その他流動負債

流動負債合計

2,371

125,735

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 補助金

184,777

ロ 受贈財産評価額

170

長期前受金合計

184,947

(2) 長期前受金収益化累計額

イ 補助金

△ 127,040

ロ 受贈財産評価額

△ 161

長期前受金収益化累計額合計

△ 127,201

繰延収益合計

57,746

負債合計

426,482

資 本 の 部

6 資 本 金

1,014,374

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 補助金

ロ 寄附金

ハ その他資本剰余金

資本剰余金合計

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当年度末処理欠損金

669,702

未処理欠損金合計

669,702

剰余金合計

△ 669,702

資本合計

344,672

負債資本合計

771,154

八雲町合葬墓条例の一部を改正する条例

八雲町合葬墓条例（平成28年八雲町条例第17号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後														
(名称及び位置) 第3条 合葬墓の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第3条 合葬墓の名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>八雲町合葬墓</td><td>二海郡八雲町豊河町11番地1の八雲墓地内</td></tr><tr><td>八雲町熊石合葬墓</td><td>二海郡八雲町熊石根崎町619番地の根崎墓地内</td></tr></table>	名称	位置	八雲町合葬墓	二海郡八雲町豊河町11番地1の八雲墓地内	八雲町熊石合葬墓	二海郡八雲町熊石根崎町619番地の根崎墓地内	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>八雲町合葬墓</td><td>二海郡八雲町豊河町11番地1の八雲墓地内</td></tr><tr><td>八雲町熊石合葬墓</td><td>二海郡八雲町熊石根崎町619番地の根崎墓地内</td></tr><tr><td>八雲町落部合葬墓</td><td>二海郡八雲町入沢357番地の落部墓地内</td></tr></table>	名称	位置	八雲町合葬墓	二海郡八雲町豊河町11番地1の八雲墓地内	八雲町熊石合葬墓	二海郡八雲町熊石根崎町619番地の根崎墓地内	八雲町落部合葬墓	二海郡八雲町入沢357番地の落部墓地内
名称	位置														
八雲町合葬墓	二海郡八雲町豊河町11番地1の八雲墓地内														
八雲町熊石合葬墓	二海郡八雲町熊石根崎町619番地の根崎墓地内														
名称	位置														
八雲町合葬墓	二海郡八雲町豊河町11番地1の八雲墓地内														
八雲町熊石合葬墓	二海郡八雲町熊石根崎町619番地の根崎墓地内														
八雲町落部合葬墓	二海郡八雲町入沢357番地の落部墓地内														
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。															

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

令和4年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

同意第 1 号

八雲町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

住 所	二海郡八雲町*****
氏 名	* * * *
生年月日	*****

令和 4 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所	二海郡八雲町*****
氏 名	* * * *
生年月日	*****

令和4年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所	二海郡八雲町*****
氏 名	* * * *
生年月日	*****

令和4年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所	二海郡八雲町 * * * * *
氏 名	* * * *
生年月日	* * * * *

令和 4 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

